

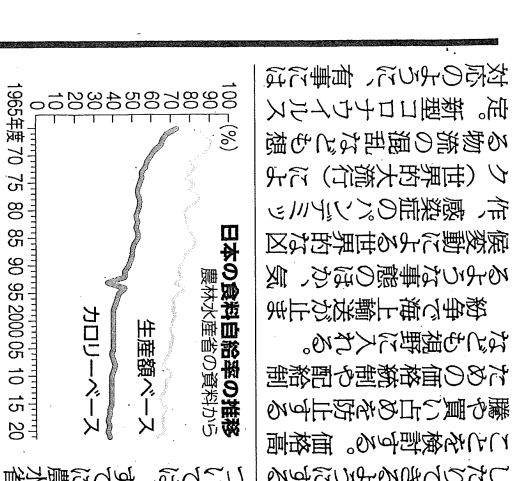
有事の輸入停止

パンデミックの混乱

有事に輸入が止まるなど国内で食料が不足する事態に備え、農林水産省が農産物の増産を農家や民間事業者に命令できる制度をつくる方向で検討を始めた。来年の改正をめぐり「食料・農業・農村基本法」に盛り込んでも、強制力を伴った新法を整備する方針だ。

具体的には、花農家にコマやイモをつくるよう命令したり、限られた食料がまんべんなく消費者に届くよう事業者に指示したのと同じように、有事の食料安全を保障するために、すでに農水省がたくわえている。有事の食料安全を保障する案が浮かっている。

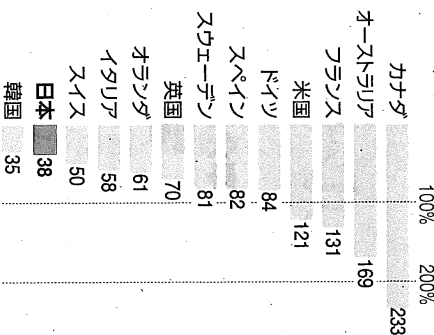
農水省が対応を急ぐ背景には、ロシアによるウクライナ侵攻で食料の安定供給への不安が高まっている。日本の食料自給率（カロリーベース）は38%と先進国で最も低い水準で、自給できている食料は輸入に頼っている。農水省が対応を急ぐ背景には、ロシアによるウクライナ侵攻で食料の安定供給への不安が高まっている。日本の食料自給率（カロリーベース）は38%と先進国で最も低い水準で、自給できている食料は輸入に頼っている。



農水省

食料増産命令 法整備を検討

主要国の食料自給率
2019年(日本は年割)。カロリーベース。
農林水産省試算



の輸出国だったことから、国際相場が高騰した。基本法は「農政の憲法」と呼ばれ、農水省の施策の根幹を規定している。同省は1999年の施行から20年以上たったことから改正に向けた議論を進めている。このなかで、有事への対応として「政府全体の意思決定を行う体制のあり方」を課題にあげ、必要な法整備にも言及した。

農水省によると、不測の事態に伴う食料の確保は海外でも法整備が進んでいる。ドイツは2017年に食料確保準備法を、英国は20年に農業法をそれぞれ制定し、不測の事態に大がかりな対応ができる態勢を整えた。

日本総合研究所の石川智久・上席主任研究員は「輸入が途絶えるなど本分に及ばない状況は想定し、農水省の食料自給率（カロリーベース）は38%と先進国で最も低い水準で、自給できている食料は輸入に頼っている」として、丁寧な議論を求めている。農水省の審議会では「流通制などいままでも耳にしたことがある文書がいろいろ出てきている」として、丁寧な議論を求めている意見も出てくる。

丁寧な議論 求める意見も

農水省が対応を急ぐ背景には、ロシアによるウクライナ侵攻で食料の安定供給への不安が高まっている。日本の食料自給率（カロリーベース）は38%と先進国で最も低い水準で、自給できている食料は輸入に頼っている。農水省が対応を急ぐ背景には、ロシアによるウクライナ侵攻で食料の安定供給への不安が高まっている。日本の食料自給率（カロリーベース）は38%と先進国で最も低い水準で、自給できている食料は輸入に頼っている。

(1) 「指針」等の限界

「緊急事態食料安全保障指針」によって、不測の事態の基準や必要な取組について一定の整理は行われたものの、

- ① 指針は法令に基づくものではなく、それ自身が不測時の制約を伴う措置を行う根拠にはなりえないこと
- ② 不測の事態が発生した時には、国民生活安定緊急措置法などの個別法の措置を活用する必要があるが、これらの個別法は、必ずしも不測時の食料安全保障のために制定されたものではないこと
- ③ 不測時には、流通規制や資材の割り当てなど、多くの省庁が一体となって取り組む必要があるが、指針は農林水産省が策定したものであり、政府全体での意思決定を行う根拠とはならないなどの限界がある。



以上を鑑みると、不測の事態の対応については、必要な対応を講ずるための意思決定や命令を行うための法的根拠に加え、具体的な措置を講ずる法律的な根拠も十分とは言えず、実際に不測の事態に備える体制が十分に講じられているとはいえない状態にあるのではないか。

(2) 「不測事態」であることのトリガーが不明確

「不測時」の定義は、現行基本法第2条第4項で、「凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがある場合」とされ、緊急事態食料安全保障指針において、各リスクレベルの状態の説明は行われているものの、不測時において求められる制約を伴う措置を講じるためのトリガーが明確ではない。



イギリスやドイツでは、行政による宣言等のトリガーが法律上、明確化されており、基本法見直しに当たりこのような「不測時であること」の宣言」等を明確化することが必要ではないか。

また、不測時の対応は、広く関係省庁に及ぶことから、不測事態の宣言の後、対応の指揮を政府全体で行う体制整備を行うべきではないか。